

入間市立学童保育室育成支援指針



令和3年4月

入間市こども支援部青少年課

目 次

1	趣旨	1
2	対象児童	1
3	定員	1
4	開室時間及び開室日	1
5	入間市の子ども・子育て支援	1
6	保育理念	2
7	保育方針	2
8	関係法令の遵守	2
9	子育て支援（支援の基本）	2
10	学童保育における育成支援の基本	2
11	支援員等の業務	3
12	支援員等の配置	4
13	養護	4
14	子どもに保障すべき保育内容	4
15	障害のある子どもへの対応	6
16	子どもの発達過程を踏まえた育成支援	6
17	保護者との連携	7
18	学校との連携	8
19	安全管理、防災	8
20	学童保育の資質向上	8
21	自己評価及び改善・改良	9

1 趣旨

- (1) この指針は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）に基づき、入間市立学童保育室（以下「学童保育室」という。）における、子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援の内容に関する事項及びこれに関連する事項を定める。
- (2) 学童保育室を運営する者は、この指針において規定される支援の内容等に係る基本的な事項を踏まえ、各学童保育室の実態に応じて創意工夫を図り、学童保育室の質の向上と機能の充実に努めなければならない。

2 対象児童

対象児童は、入間市立小学校児童のうち、両親若しくはこれに代わる者（以下「保護者」という。）が就労等により常時留守である家庭又は看護を要する病人がいる家庭における児童とする。

3 定 員

- (1) 子ども 1 人当たり 1. 6 5 m²の床面積を確保するため、施設の床面積を 1. 6 5 m²で除した値を各施設の定員の上限とする。
- (2) 1 支援単位の児童数はおおむね 4 0 人以下とする。

4 開室時間及び開室日

- (1) 開室日

平日の放課後及び学校の授業の休業日（日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日の間を除く。次号において同じ。）とする。

- (2) 開室時間

平日の放課後については、授業終了後から午後 6 時 3 0 分までとし、学校の授業の休業日は午前 8 時から午後 6 時 3 0 分までを原則とする（申請により前後 3 0 分延長可。）。

5 入間市の子ども・子育て支援

「香り豊かな緑の文化都市」実現のため、すべての子育て家庭が安心して子育てできるとともに、子どもの夢や生きる・学ぶ・育つ権利が守られ、子ども自身が学びやすい、遊びやすい、住みやすいと感じられるような、子どもの人権を大切にする「元気なこどもが育つまち」を目指す。

6 保育理念

放課後の子どもたちの、安心・安全な生活を継続的に保障し、毎日の生活を通して子どもの育成を支援するとともに、保護者の働く権利と家族の生活を守るものとする。これを踏まえ、「思いやりを持ち主体的に生活する力」を育むことを目的とする。

7 保育方針

適切な遊びや生活の場を提供し、一人ひとりの子どもの状況や発達段階を踏まえながら、保護者・地域・学校とともに、子どもの健全な育成を図るものとする。

8 関係法令の遵守

学童保育室の運営に当たっては、次に掲げる法令、その他の関係法令を遵守する。

- (1) 地方自治法
- (2) 地方公務員法
- (3) 児童福祉法
- (4) 子ども・子育て支援法
- (5) 入間市学童保育室設置及び管理条例
- (6) 入間市放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例
- (7) 入間市個人情報保護条例
- (8) その他関係法令（労務関係法令、施設の安全確保、環境・衛生の保持に関係するもの及び上記施行規則等）

9 子育て支援の基本

学童保育室は、次のことを子育て支援の基本とする。

- (1) 共感的理解の立場で、働く保護者を励ます。
- (2) 保護者との信頼関係構築を基本とする対応に努める。
- (3) 子育てするパートナーという理解で対応する。
- (4) 知り得た情報を保護し、守秘義務を果たす。
- (5) 地域の子育て支援に関する資源の活用に努める。

10 育成支援の基本

学童保育室では、次のことを基本とし保育に当たるものとする。

- (1) 最善の利益の尊重

- ①子どもの人権を守る（子どもの基本的人権を保障する・憲法25条）。
- ②子どもとしての権利を守る（生きる、成長・発達する、教育を受ける権利を守る・憲法26条、児童福祉法1条）。

（2）保育の基本

- ①安心・安全な生活を保障する（生命と健康、身体の安全を守る）。
- ②成長・発達を促す（様々な体験を通した毎日の生活を保障する）。
- ③保護者と放課後児童支援員及び放課後児童補助員（以下「支援員等」という。）が共に子育てをする（保護者と連携し、信頼関係を構築する）。

（3）子どもの特徴

- ①保護者が働いている、若しくは、疾病や介護等により家庭での保育が困難な状況にある。
- ②大人の保護・養護を必要としている。

（4）生活の特徴

- ①主体的に生活できる放課後が生活の場である。
- ②異年齢の集団が継続して生活を送っている。
- ③保護者の願いと選択に基づいて子ども自らが通う場所である。

11 支援員等の業務

支援員等は次の業務を行うものとする。

（1）放課後児童支援員

- ①業務の実施状況に関する日誌（子どもの出欠席、職員の服務に関する状況等）の記録
- ②運営に関する会議や打合せ、申合せや引継ぎ
- ③おやつ発注、購入等
- ④施設等の安全点検、衛生管理、清掃や整理整頓
- ⑤子どもが遊びや自主学習等の活動に主体的に臨める環境の整備、見守り
- ⑥保護者との連絡調整
- ⑦学校との連絡調整
- ⑧地域の関係機関、団体との連絡調整
- ⑨その他、事業運営に関する記録

(2) 放課後児童補助員

上記放課後児童支援員の業務を補助する。

12 支援員等の配置

「入間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」により 1 支援に 2 人以上の放課後児童支援員を配置する。ただし、更なる安全・安心の保育のため、1 支援につき原則、放課後児童支援員 3 人、放課後児童補助員 2 人の配置を目指す。なお加配児童対応や受入児童数により、配置数追加等の対応を実施する。

13 養護

学童保育室の養護にあたっては、次のことに留意する。

(1) 生命の保持

- ①子ども一人ひとりが快適に生活できるようにする。
- ②子ども一人ひとりが健康で安全に過ごせるようにする。
- ③子ども一人ひとりの生理的欲求が十分に満たされるようにする。
- ④子ども一人ひとりの健康増進が積極的に図られるようにする。

(2) 情緒の安定

- ①子ども一人ひとりが安定感を持って過ごせるようにする。
- ②子ども一人ひとりが自分の気持ちを安心して表現できるようにする。
- ③子ども一人ひとりが、周囲から主体として受け止められ主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにする。
- ④子ども一人ひとりの心身の疲れが癒されるようにする。

14 子どもに保障すべき保育内容

学童保育室は、各留意点に基づき、(1)～(4)の項目について保育を保障する。

(1) 健康

子どもの安全・健康・衛生を守る。

①保育室での安全を確保する。

ア 日常の遊びや生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検を行う。

②衛生管理を行う。

ア 手洗いやうがいを励行するなど、日常の衛生管理に努める。また、必要な医薬品

その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行い、適切に使用する。

イ 施設設備やおやつ等の衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止する。

ウ 感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努める。

感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて青少年課、保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐ。

③出欠の確認及び所在の確認と対応を行う。

ア 連絡なく欠席したり来所が遅れたりした子どもについては速やかに状況を把握して適切に対応する。

④体調管理と対応を行う。

ア 遊びや生活の場面における子どもの状況や体調、情緒等を把握し、静養や気分転換が必要な時には適切に対応する。なお、病気やケガの場合は、速やかに適切な処置を行うとともに、速やかに保護者に連絡し、青少年課に報告する。

⑤子ども間の良好な関係に配慮する。

ア 子ども間でいじめ等の関係が生じないように配慮するとともに、万一そのような問題が起きた時には早期対応に努め、支援員等が協力して適切に対応する。

⑥虐待への対応を行う。

ア 児童虐待の早期発見に努め、児童虐待が疑われる場合には、支援員等は各自の判断だけで対応することは避け、青少年課に速やかに報告し、協議の上、こども支援課、学校、児童相談所等の関係機関と連携して適切な対応を図らなければならない。

⑦緊急時の連絡体制を確保する。

(2) 生活

子どもの安定した毎日の生活をつくる。

①子ども一人ひとりが大切にされる生活づくりを行う。

②子ども同士の関わりを支援しながら集団での安定した生活を送れるように努める。

③学童保育室が安全、安心な生活の場として定着するよう努める。

④学童保育室での生活を通して、日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得できるようにする。

ア 手洗いやうがい、持ち物の管理や整理整頓、活動に応じた衣服の着脱等の基本的な生活習慣が身に付くように援助する。

イ 子ども達が集団で過ごすという特性を踏まえて、一緒に過ごす上で求められる協力及び分担や決まりごと等を理解できるようにする。

(3) 活動

遊びやその他の活動、行事などの豊かな日常生活をつくる。

①子どもが「放課後を過ごしている」という特性を踏まえ、遊びを大切にし、子どもの自主性を重んじ、興味や関心、願いを受け止めた生活づくりをする。

②子どもたちが主体的、自発的に活動できるように努める。

ア 子ども達が協力し合って学童保育室の生活を維持していくことができるようにする。その際、年齢や発達の状況が異なる子ども達が一緒に生活していることを考慮する。

③日常生活及び行事等で、施設外保育を取り入れるよう努める。

④地域の自然や施設の積極的な活用に努める。

(4) おやつ

おやつの提供を行う。

①子どもの心身の成長を考慮し、補食としてのおやつの提供をする。

②おやつの内容は、子どもの心身の状態、アレルギーの有無、季節等を考慮する。

配慮すべきことや緊急時の対応等について事前に保護者と連絡を取り合い、安全に配慮して提供する。

③くつろいだ雰囲気の中で、おやつの時間が楽しいひと時になるよう工夫する。

15 障害のある子どもへの対応

(1) 障害のある子どもの受入れに当たっては、子どもや保護者と面談の機会を持つなどして、子どもの健康状態、発達の状況、家庭の状況、保護者の意向等を個別に把握する。

(2) 障害のある子ども一人ひとりについて、学童保育室での状況や育成支援の内容を記録する。

(3) 障害のある子どもの個々の状況に応じて保育環境に配慮するとともに、改善等についても工夫する。

16 子どもの発達を踏まえた育成支援

支援員等は、次の発達過程等を理解し、集団の中での子ども同士の関わりを大切にしながら育成支援を行う。

(1) おおむね6歳～8歳の子ども

- ①幼児期の発達的特徴もみられる時期で、大人の言うことを守る中、善悪について理解と判断ができるようになる。
- ②安心して頼ることのできる大人を必要としている。
- ③遊びに夢中になると時間や場所を忘れることがある。
- ④精神的に不安定さをもち、集団生活になじめない、いわゆる「小1プロブレム」という形で問題が顕著化することがある。

(2) おおむね9歳～10歳の子ども

- ①「9、10歳の節」と呼ばれる発達領域で、発達の個人差が顕著になる（いわゆる「9歳の壁」）。
- ②自己肯定感を持ち始める時期である。反面、自己に対する肯定的な意識を持たず、自尊感情の低下などにより劣等感を持ちやすくなる時期。

(3) おおむね11歳～12歳の子ども

- ①より一層自立的になる
- ②より一層自立的になり、集団活動に主体的に関与したり、自分たちで決まりを作りルールを守ったりするようになる。

17 保護者との連携

支援員等は、次のことに留意し家庭との連絡・連携に努める。

(1) 保護者との連絡

- ①子どもの出欠席について、予め保護者からの連絡を確認しておく。
- ②学童保育室における子どもの遊びや生活の様子を日常的に保護者に伝えとともに、家庭での子どもの様子を聞くなど、子どもの状況について家庭と情報を共有する。
- ③保護者への連絡については、お便りや掲示などを活用する。
その他、保護者の迎えの際の直接の連絡、通信等の様々な方法を有効に活用する。
また、必要に応じて個人面談を行い、子どもについての相互理解を深める。
- ④保護者が安心して子どもを育て、子育てと仕事を両立できるように支援する。

(2) 保護者からの相談への対応

- ①支援員等は、保護者との信頼関係を築くことに努めるとともに、子育てのこと等について保護者が相談しやすい雰囲気づくりを心掛ける。

②保護者から相談がある場合には、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に保護者の自己決定を尊重して対応する。また、必要に応じて青少年課や関係機関と連携する。

(3) 保護者からの要望や苦情への対応

①保護者等からの要望や苦情に対しては、迅速かつ適切に、誠意を持って対応する。

②要望や苦情については、その内容や対応について職員間で共有することにより、事業内容の向上に活かす。

18 学校との連携

子どもの生活の連続性を保障するために、学校での子どもの様子を聞くなど、学校との日常的な連絡、情報交換を行う。

19 安全管理、防災

学童保育室は、次のことに留意し、安全管理、防災等に当たる。

- (1) 安全管理マニュアル、感染症ガイドライン、食物アレルギー対応マニュアルを遵守する。
- (2) 害虫駆除、樹木の剪定・消毒等を行う。
- (3) 防災（避難）訓練や不審者対応訓練、各種訓練等を行う。
- (4) 施設・設備の充実に努める。

20 学童保育の資質向上

支援員等は、次のことに留意し、資質向上に努める。

(1) 子どもへの理解と記録

子どもへの理解を深めるために、子ども及び業務の記録を整備する。

(2) 職場内での情報共有

支援員等は、職場内で情報を共有し事例検討を行って、育成支援の内容の充実、改善に努める。

(3) 支援員等の仕事内容の理解

① 支援員等は、記録等により絶えず自らの保育を振り返り、検証し、子どもと保護者への理解を深めながら、子どもの健全な育成を図る専門性の高い仕事であることを理解する。

② 支援員等は、子どもや保護者を取り巻くさまざまな状況に関心を持ち、保育業務

の課題等について建設的な意見交換を行うことにより、事業内容を向上させるように努める。

(4) 支援員等の倫理

支援員等は相互の連携と協力により資質の向上を図るとともに、地方公務員法等関係法令を理解し、遵守する。

- ① 子どもや保護者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重する。
- ② 児童虐待等の子どもの心身に有害な影響を与える行為を禁止する。
- ③ 国籍、信条又は社会的な身分による差別的な扱いを禁止する。
- ④ 守秘義務を遵守する。
- ⑤ 関係法令に基づき個人情報を適切に取り扱い、プライバシーを保護する。
- ⑥ 保護者に誠実に対応し、信頼関係を構築する。
- ⑦ 支援員等は相互に協力し、研鑽を積みながら、事業内容の向上に努める。
- ⑧ 事業の社会的責任や公共性を自覚する。

(5) 特に配慮を必要とする子どもへの理解

障害のある子どもや、虐待への対応等特に配慮を要する子どもへの理解を深める。

(6) 支援員等の研修機会の確保と専門性の向上

研修等を通じて、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めるとともに、学童保育の理念と方針、設定目標等を理解し、その専門性を向上させるための研鑽を積む。

(7) 新任支援員等の研修機会の確保

採用後、速やかに研修等に参加し、学童保育の理念と方針、設定目標等を理解し、保育の現場に生かすようにする。

(8) 保育目標と振り返り

保育、理念や方針、子どもの実態等に基づき、各学童保育室で保育目標を立て、見通しを持った保育を行い、保育の力量・スキルを向上させる。

21 自己評価及び改善・改良

支援員等は、保育目標に対し、次のことに留意し、自己評価を実施し、改善・改良を図る。

(1) 定期的な保育計画の振り返り

- ①職員相互の話し合いや保護者との情報交換、子ども及び業務の記録等を生かす。

- ②振り返りにより保育計画を見直す。
- (2) 職員同士の共通理解に基づいた保育の振り返り
 - ①「報告・連絡・相談」を確実に行う。
- (3) 自己評価
 - ①保育の全体計画及び目標をもとにした自己評価を行う。
- (4) 改善・改良
 - ①自己評価に基づき改善・改良を行い、学童保育室の更なる質の向上と機能の充実を図る。



入間市立学童保育室育成支援指針
令和3年4月改訂

入間市こども支援部青少年課